

最高裁秘書第3786号

平成30年9月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年8月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第3486号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所事務総局等職員定員規程（昭和27年最高裁判所規程第8号）（片面で1枚）
- (2) 最高裁判所事務総局等職員定員規程等を廃止する規程（昭和51年最高裁判所規程第1号）（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(2)の文書には、個人識別情報（署名）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

昭和二十七年最高裁判所規程第八号

最高裁判所事務総局等職員定員規程

第一条 最高裁判所事務総局の職員の員数は、七百五十九人とする。

第二条 司法研修所の職員の員数は、七十三人とする。

第三条 裁判所書記官研修所の職員の員数は、五十九人とする。

第三条の二 家庭裁判所調査官研修所の職員の員数は、三十一人とする。

第四条 最高裁判所図書館の職員の員数は、二十一人とする。

附 則

この規程は、昭和二十七年四月二十三日から施行する。

附 則 (昭和三二)、六、一五規程第七号、一部改正

この規程は、昭和三十二年六月十五日から施行する。

◎最高裁判所規程第一号

最高裁判所事務総局等職員定員規程等を廃止する規程を次のよう
て定める。

昭和五十一年三月二十五日

最高裁判所

最高裁判所事務総局等職員定員規程等を廃止する規程
次に掲げる最高裁判所規程は、廃止する。

一 最高裁判所事務総局等職員定員規程（昭和二十七年最高裁判
所規程第八号）

二 下級裁判所職員配置定員規程（昭和三十九年最高裁判所規程
第一号）

三 檢察審査会事務局職員配置定員規程（昭和二十三年最高裁判
所規程第二十二号）

この規程は、昭和五十一年四月一日から施行する。

最高裁判所長官

